営あ役立ち情報

お問い合わせ先 **30770-22-2611** FAX.0770-24-1311 ☑ Ryoichi_Kosasa_tcci@tsuruga.or.jp

中小・中堅企業の活力強化につながる税制が拡充されます!

民間投資の喚起と雇用の面で企業を支援します!

800万円まで交際費が経費に!(1年間)

中小企業は、800万円までの交際費が全額損金算入できるようになります。

現 行 600万まで9割を損金算入 ➡ 改正後 800万まで全額損金算入 *資本金] 億円以下の中小企業が対象

商業・サービス業における店舗改修等の設備投資が新たに減免対象に!(2年間)

商業・サービス業の中小企業が店舗改修などを行った場合、減税されます。

特別償却(取得価格の30%)または、税額控除(7%)の選択利用 *利用の際、商工会議所等の助言が必要

給与支払増加額の10%を税額控除(3年間)

給与等の支給額を5%以上、増加させた場合、増加額 の10%を税額控除できます。

(法人税額の10%、中小企業は20%まで)

雇用促進税制の控除額が倍増に!(1年間)

増加した雇用者1人あたりの税額控除額が20万か ら40万円に増額されます。

*雇用保険一般被保険者が対象。労働基準局等に雇用計画の提出が必要。

事業承継税制が抜本的に使いやすくなります!

▶利用する要件が緩和されます!

- ①雇用要件が「5年『平均』8割以上」に!
- ②役員を退任せずに、後継者を支えることが可能に!
- ③親族でない従業員などへの承継も税制の対象に!

▶手続きが簡素化されます!

- ・経済産業大臣の事前確認申請が不要に!
- ・提出書類が大幅に簡素化!
- ・税制利用のための株券発行が不要に!

▶認定取消し時の負担が軽減されます!

- ·利子税が大幅に引き下げ(2.1%→0.9%)!
- ・5年間基準を満たせば、その利子税分は免除!
- ・認定取り消しの場合は、延納・物納も可能に!

詳細は 日本商工会議所 税制改正意見と改正結果 http://www.jcci.or.jp/recommend/zeisei.html 又は 財務省HP「平成25年度税制改正の大綱」をご覧下さい。

|消費税率の引上げ

消費税率の引上げは、経済への影響等に配慮し、2段階で行うこととしています。

2014年4月より→8% (消費税6.3% 地方消費税1.7%)

2015年 10月より→10%

(消費稅 7.8% 地方消費稅 2.2%)

消費税率引上げによる 増収分は、全て 社会保障の充 実・安定化の財 源となります。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

政府としては、関係省庁が一体となって以下の ような取組を行うこととしています。 詳しい資料は下記URLからご覧になれます。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html

労災・雇用保険の事は事務組合へお任せくださ

労働保険事務組合に事務委託すると以下のメリットがあります。

事務の省略化 ………… 申告・納付等の事務を事業主に変わって処理します

2 保険料の分割納付⋯⋯⋯ 3回に分割できます

→ 労災保険特別加入…………事業主・役員・家族従業員なども加入できます(従業員を1名以上雇用していること)

4 安い事務手数料 ⋯⋯⋯⋯ 2,000円~ 37,500円 (年間概算賃金額に応じて)





福井県敦賀市神楽町1-1-8 中道佳男 TEL (0770) 22-0753 FAX (0770) 23-3771

(社)日本塗装工業会 ペンテナンスキャンペーン実施中 わが家、わが店の塗りかえは、ペンティングとメンテナンスの責任施工

<u>okapain</u>

一般塗装請負

〒914-0811 福井県敦賀市中央町2丁目11-30 TEL (0770) 22-1214 FAX (0770) 22-1227

蓬莱客館



結婚式場 喜

御宴会・御法事に 送迎有

敦賀市蓬莱町14の9 TEL (0770) 22-3181 FAX (0770) 22-5371